

## 大田区手数料条例の一部改正について

### 1 食品衛生法等関連（生活衛生課）

	改正理由と概要	改正箇所	施行日
ア	食品衛生法が改正され、営業許可制度の見直し及び営業届出制度が創設されたことに伴い、改正法に沿った営業許可申請手数料を定める。	別表第1の12の項から43の項までの部分及び同表120の項から121の項までの部分並びに改正付則第2項及び第3項の部分 (P1~14、P50~55)	令和3年 6月1日
イ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、条ずれが発生したため、規定を整理する。	別表第1の63の4、63の6、63の8及び64の4の項部分 (P12~13、P47~49)	公布の日 (一部 令和3年 8月1日)
ウ	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、必要な手数料を定める。	別表第1の44の項及び45の項部分 (P12)	令和3年 4月1日

### 2 租税特別措置法関連（建築審査課）

	改正理由と概要	改正箇所	施行日
ア	租税特別措置法の規定による第1号買換え特例措置の適用区域であることについての証明申請手数料を定める。	別表第1の134の項部分 (P13~14)	公布の日

### 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等関連（建築審査課）

	改正理由と概要	改正箇所	施行日
ア	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第27条（小規模における建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明）が新設され、条ずれが発生したため、規定を整理する。	別表第2及び別表第3部分 (P31~43、P45~47)	令和3年 4月1日
イ	建築物省エネ法第11条及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項の改正に伴い、規定を整備する。	別表第2及び別表第3部分 (P15~45)	令和3年 4月1日
ウ	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第1号に規定する国土交通大臣が適切に評価できる方法として、「BEST省エネツール（誘導基準認定ツール）」の運用が開始されたことに伴い、規定を整備する。	別表第2及び別表第3部分 (P45~47)	令和3年 4月1日



大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

【第1条による改正】

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号			
第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）				第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1から11の6（略）				1から11の6（略）			
12	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業（卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 飲食店営業許可申請手数料 （1）飲食店18,300円 （移動飲食店又は臨時飲食店を除く。） 営業 （2）移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 5,600円	許可申請のとき	12	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業（卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 飲食店営業許可申請手数料 （1）飲食店18,300円 （移動飲食店又は臨時飲食店を除く。） 営業 （2）移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 5,600円	許可申請のとき
		2 飲食店営業許可更新申請手数料 （1）飲食店8,900円 （移動飲食店又は臨時飲食店を除く。） 営業 （2）移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 2,700円	更新申請のとき			2 飲食店営業許可更新申請手数料 （1）飲食店8,900円 （移動飲食店又は臨時飲食店を除く。） 営業 （2）移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 2,700円	更新申請のとき
13	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食	7,200円 許可申請のとき	13	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 喫茶店営業許可申請手数料 11,500円 2 喫茶店営業 5,700円	許可申請のとき 更新

新				旧					
	の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	品を販売する営業許可申請手数料 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	5,100円	更新申請のとき		の規定に基づく喫茶店営業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	許可更新申請手数料 円	申請のとき	
14	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 食肉販売業許可申請手数料 2 食肉販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 菓子製造業許可申請手数料 (1) 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） (2) 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 2 菓子製造業許可更新申請手数料 (1) 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） (2) 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業	許可申請のとき 16,800円 0円 5,500円 円 更新申請のとき 8,400円 円 2,700円 円	
15	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施	1 魚介類販売業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施	1 あん類製造業許可申請手数料	16,800円	許可申請のとき

新				旧					
	行令第35条 の規定に基 づく魚介類 販売業（卸 売市場外営 業に限る。） の許可の申 請に対する 審査	2 魚介類販売	5,700円	更新 申請 の と き		行令第35条 の規定に基 づくあん類 製造業（卸 売市場外営 業に限る。） の許可の申 請に対する 審査	2 あん類製造	8,400円	更新 申請 の と き
16	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく魚介類 競り売り営 業（卸売市 場外営業に 限る。）の 許可の申請 に対する審 査	1 魚介類競り 売り営業許可 申請手数料	25,200円	許可 申請 の と き	16	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づくアイス クリーム類 製造業（卸 売市場外営 業に限る。） の許可の申 請に対する 審査	1 アイスクリ ーム類製造業 許可申請手 数料	16,800円	許可 申請 の と き
		2 魚介類競り 売り営業許可 更新申請手 数料	12,600円	更新 申請 の と き			2 アイスクリ ーム類製造業 許可更新申 請手数料	8,400円	更新 申請 の と き
17	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく集乳業 （卸売市場 外営業に限 る。）の許 可の申請に 対する審査	1 集乳業許可 申請手数料	11,500円	許可 申請 の と き	17	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく乳処理 業（卸売市 場外営業に 限る。）の 許可の申請 に対する審 査	1 乳処理業許 可申請手数料	25,200円	許可 申請 の と き
		2 集乳業許可 更新申請手 数料	5,700円	更新 申請 の と き			2 乳処理業許 可更新申請手 数料	12,600円	更新 申請 の と き
18	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく乳処理	1 乳処理業許 可申請手数料	25,200円	許可 申請 の と き	18	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく特別牛 乳搾取処理 業（卸売市 場外営業に 限る。）の 許可の申請 に対する審 査	1 特別牛乳搾 取処理業許可 申請手数料	25,200円	許可 申請 の と き
		2 乳処理業許 可更新申請手 数料	12,600円	更新 申請 の と き			2 特別牛乳搾 取処理業許可 更新申請手 数料	12,600円	更新 申請 の と き

新				旧					
	業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査		き		乳搾取処理業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	料	き		
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき	19	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 乳製品製造業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき
		2 特別牛乳搾取処理業更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき			2 乳製品製造業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 食肉処理業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき	20	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 集乳業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき
		2 食肉処理業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき			2 集乳業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 食品の放射線照射業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき	21	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 乳類販売業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき
		2 食品の放射線照射業更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき			2 乳類販売業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき

新				旧				
	場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査				に限る。)の許可の申請に対する審査			
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 菓子製造業	16,800円	許可申請のとき	22 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 食肉処理業	25,200円	許可申請のとき
		許可申請手数料	0円			許可申請手数料	0円	
		2 菓子製造業	8,400円	更新申請のとき		2 食肉処理業	12,600円	更新申請のとき
		許可更新申請手数料	0円			許可更新申請手数料	0円	
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 アイスクリーム類製造業	16,800円	許可申請のとき	23 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 食肉販売業	11,500円	許可申請のとき
		許可申請手数料	0円			許可申請手数料	0円	
		2 アイスクリーム類製造業	8,400円	更新申請のとき		2 食肉販売業	5,700円	更新申請のとき
		許可更新申請手数料	0円			許可更新申請手数料	0円	
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 乳製品製造業	25,200円	許可申請のとき	24 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 食肉製品製造業	25,200円	許可申請のとき
		許可申請手数料	0円			許可申請手数料	0円	
		2 乳製品製造業	12,600円	更新申請のとき		2 食肉製品製造業	12,600円	更新申請のとき
		許可更新申請手数料	0円			許可更新申請手数料	0円	

新				旧			
	請に対する 審査				可の申請に 対する審査		
25	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく清涼飲 料水製造業 (卸売市場 外営業に限 る。)の許 可の申請に 対する審査	1 清涼飲料水 25,200 製造業許可申 請手数料	許可 申請 の と き	25	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく魚介類 販売業(卸 売市場外営 業に限る。) の許可の申 請に対する 審査	1 魚介類販売 11,500 業許可申請手 数料	許可 申請 の と き
		2 清涼飲料水 12,600 製造業許可更 新申請手数料	更新 申請 の と き			2 魚介類販売 5,700 業許可更新申 請手数料	更新 申請 の と き
26	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく食肉製 品製造業 (卸売市場 外営業に限 る。)の許 可の申請に 対する審査	1 食肉製品製 造業許可申 請手数料	許可 申請 の と き	26	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく魚介類 競り売り営 業(卸売市 場外営業に 限る。)の 許可の申請 に対する審 査	1 魚介類競り 売り営業許可 申請手数料	許可 申請 の と き
		2 食肉製品製 造業許可更新 申請手数料	更新 申請 の と き			2 魚介類競り 売り営業許可 更新申請手 数料	更新 申請 の と き
27	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく水産製 品製造業 (卸売市場 外営業に限 る。)の許 可の申請に 対する審査	1 水産製品製 造業許可申 請手数料	許可 申請 の と き	27	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく魚肉ね り製品製造 業(卸売市 場外営業に 限る。)の 許可の申請 に対する審 査	1 魚肉ねり製 品製造業許可 申請手数料	許可 申請 の と き
		2 水産製品製 造業許可更新 申請手数料	更新 申請 の と き			2 魚肉ねり製 品製造業許可 更新申請手 数料	更新 申請 の と き



新				旧					
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 冰雪製造業	25,20	許可	28	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 食品の冷凍	25,20	許可
		許可申請手数料	0円	申請のとき			又は冷蔵業許可申請手数料	0円	申請のとき
		2 冰雪製造業	12,60	更新			2 食品の冷凍	12,60	更新
		許可更新申請手数料	0円	申請のとき			又は冷蔵業許可更新申請手数料	0円	申請のとき
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 液卵製造業	13,20	許可	29	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 食品の放射線照射業許可申請手数料	25,20	許可
		許可申請手数料	0円	申請のとき			線照射業許可申請手数料	0円	申請のとき
		2 液卵製造業	7,800	更新			2 食品の放射線照射業更新申請手数料	12,60	更新
		許可更新申請手数料	円	申請のとき			線照射業許可更新申請手数料	0円	申請のとき
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 食用油脂製造業許可申請手数料	25,20	許可	30	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 清涼飲料水製造業許可申請手数料	25,20	許可
		申請手数料	0円	申請のとき			製造業許可申請手数料	0円	申請のとき
		2 食用油脂製造業許可更新申請手数料	12,60	更新			2 清涼飲料水製造業更新申請手数料	12,60	更新
		許可更新申請手数料	0円	申請のとき			製造業許可更新申請手数料	0円	申請のとき
31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 みそ又はしょうゆ製造業	19,20	許可	31	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	16,80	許可
		許可申請手数料	0円	申請のとき			製造業許可申請手数料	0円	申請のとき

新				旧						
	1 項及び食品衛生法施行令第35条	許可申請手数料 みそ又はしょうゆ製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	9,600円	更新申請のとき		1 項及び食品衛生法施行令第35条	請求手数料 乳酸菌飲料製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	8,400円	更新申請のとき	
32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 酒類製造業 許可申請手数料	19,200円	許可申請のとき		32	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 氷雪製造業 許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき
		2 酒類製造業 許可更新申請手数料	9,600円	更新申請のとき				2 氷雪製造業 許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき
33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 豆腐製造業 許可申請手数料	16,800円	許可申請のとき		33	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 氷雪販売業 許可申請手数料	15,800円	許可申請のとき
		2 豆腐製造業 許可更新申請手数料	8,400円	更新申請のとき				2 氷雪販売業 許可更新申請手数料	8,200円	更新申請のとき
34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 納豆製造業 許可申請手数料	16,800円	許可申請のとき		34	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条	1 食用油脂製造業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき
		2 納豆製造業	8,400円	更新申請のとき				2 食用油脂製造業	12,600円	更新申請のとき

新				旧					
	の規定に基づく納豆製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	許可更新申請手数料	円	申請のとき		の規定に基づく食用油脂製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	造業許可更新申請手数料	0円	申請のとき
35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 麺類製造業許可申請手数料	16,800円	許可申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき
		2 麺類製造業許可更新申請手数料	8,400円	更新申請のとき			2 マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき
36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 そうざい製造業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 みそ製造業許可申請手数料	19,200円	許可申請のとき
		2 そうざい製造業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき			2 みそ製造業許可更新申請手数料	9,600円	更新申請のとき
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型	1 複合型そうざい製造業許可申請手数料	35,200円	許可申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくしょう油製造業許可申請手数料	1 しょう油製造業許可申請手数料	19,200円	許可申請のとき
		2 複合型そうざい製造業許可更新申請手	23,300円	更新申請のとき			2 しょう油製造業許可更新申請手	9,600円	更新申請のとき

新				旧			
	そうざい製 造業（卸売 市場外営業 に限る。） の許可の申 請に対する 審査	数料	き		油製造業 （卸売市場 外営業に限 る。）の許 可の申請に 対する審査		き
38	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく冷凍食 品製造業 （卸売市場 外営業に限 る。）の許 可の申請に 対する審査	1 冷凍食品製 造業許可申請 手数料	25,200円 申請 の と き	38	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づくソース 類製造業 （卸売市場 外営業に限 る。）の許 可の申請に 対する審査	1 ソース類製 造業許可申請 手数料	19,200円 申請 の と き
		2 冷凍食品製 造業許可更新 申請手数料	12,600円 更新 申 請 の と き			2 ソース類製 造業許可更新 申請手数料	9,600円 更新 申 請 の と き
39	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく複合型 冷凍食品製 造業（卸売 市場外営業 に限る。） の許可の申 請に対する 審査	1 複合型冷凍 食品製造業許 可申請手数料	35,200円 申請 の と き	39	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく酒類製 造業（卸売 市場外営業 に限る。） の許可の申 請に対する 審査	1 酒類製造業 許可申請手 料	19,200円 申請 の と き
		2 複合型冷凍 食品製造業許 可更新申請手 数料	23,300円 更新 申 請 の と き			2 酒類製造業 許可更新申 請手数料	9,600円 更新 申 請 の と き
40	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく漬物製 造業（卸売 市場外営業	1 漬物製造業 許可申請手 料	13,200円 申請 の と き	40	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく豆腐製 造業（卸売 市場外営業	1 豆腐製造業 許可申請手 料	16,800円 申請 の と き
		2 漬物製造業 許可更新申 請手数料	7,800円 更新 申 請 の と き			2 豆腐製造業 許可更新申 請手数料	8,400円 更新 申 請 の と き

新				旧					
	に限る。) の許可の申 請に対する 審査				に限る。) の許可の申 請に対する 審査				
41	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく密封包 装食品製造 業（卸売市 場外営業に 限る。）の 許可の申請 に対する審 査	1 密封包装食 品製造業許可 申請手数料	21,600円 0円	許可 申請 の と き	41	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく納豆製 造業（卸売 市場外営業 に限る。） の許可の申 請に対する 審査	1 納豆製造業 許可申請手 数料	16,800円 0円	許可 申請 の と き
		2 密封包装食 品製造業許可 更新申請手 数料	14,000円 0円	更新 申請 の と き			2 納豆製造業 許可更新申 請手数料	8,400円 円	更新 申請 の と き
42	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく食品の 小分け業 （卸売市場 外営業に限 る。）の許 可の申請に 対する審査	1 食品の小分 け業許可申 請手数料	21,600円 0円	許可 申請 の と き	42	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づくめん類 製造業（卸 売市場外営 業に限る。） の許可の申 請に対する 審査	1 めん類製造 業許可申請 手数料	16,800円 0円	許可 申請 の と き
		2 食品の小分 け業許可更 新申請手 数料	14,000円 0円	更新 申請 の と き			2 めん類製造 業許可更新 申請手数料	8,400円 円	更新 申請 の と き
43	食品衛生 法第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づく添加物 製造業（卸 売市場外営 業に限る。） の許可の申 請に対する	1 添加物製造 業許可申請 手数料	25,200円 0円	許可 申請 の と き	43	食品衛生 法第52条第 1項及び食 品衛生法施 行令第35条 の規定に基 づくそうざ い製造業 （卸売市場 外営業に限 る。）の許 可の申請に	1 そうざい製 造業許可申 請手数料	25,200円 0円	許可 申請 の と き
		2 添加物製造 業許可更新 申請手数料	12,600円 0円	更新 申請 の と き			2 そうざい製 造業許可更 新申請手 数料	12,600円 0円	更新 申請 の と き

新				旧					
44	審査 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の規定に掲げる輸出証明書の発行	輸出証明書の発行手数料	870円	発行申請のとき	44	対する審査 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 2 缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	25,200円 0円 12,600円 0円	許可申請のとき 更新申請のとき
45	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設の認定申請手数料		認定申請のとき	45	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業（卸売市場外営業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 添加物製造業許可申請手数料 2 添加物製造業許可更新申請手数料	25,200円 0円 12,600円 0円	許可申請のとき 更新申請のとき
46から63の7まで（略）				46から63の7まで（略）					
63	医薬品、医療機器等の	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更		承認申請	63	医薬品、医療機器等の	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更		承認申請

新				旧			
8	の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	承認申請手数料 1品140円 目につき	のと き	8	の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	承認申請手数料 1品140円 目につき	のと き
64から119まで（略）				64から119まで（略）			
120	削除			120	食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第3条の規定に基づく行商人（卸売市場外営業に係る者に限る。）に対する鑑札及び記章の交付及び再交付	1 行商人業種の鑑札及びごとび記章のに交付手数料 1,800円	交付申請のとき
120の2	削除			120の2	食品製造業等取締条例第5条第1項及び第2項の規定に基づく弁当等人力販売業者（卸売市場外営業に係る者に限る。以下この項において同	1 弁当等人力販売業者の許可申請手数料 8,800円 2 弁当等人力販売業者の許可更新申請手数料 5,400円 3 弁当等人力販売業者の許可済証の交付手数料 1,400円 4 弁当等人力	許可申請のとき 更新申請のとき 交付申請のとき 再交

新		旧	
		じ。)の許可の申請に対する審査並びに同条例第5条の2第1項及び第3項の規定に基づく弁当等人力販売業者に係る許可済証の交付及び再交付	販売業者の許可済証の再交付手数料 円 付申請のとき
121	削除	121 食品製造業等取締条例第5条の3の規定に基づく食品製造業等(卸売市場外営業に限る。)の許可の申請に対する審査	1 食品製業種 13,200円 2 食品製業種 7,800円 許可申請のとき 更新申請のとき
122から133まで(略)		122から133まで(略)	
134	租税特別措置法第37条第1項の表の第1号及び第65条の7第1項の表の第1号に規定する特定の資産の買換えの場合における課税の特例措置の適用区域であることについての証明の申請に	第1号買換え 300円 特例措置の適用区域であることについての証明申請手数料	(新設) 証明申請のとき





新						旧					
計画 認定 申請 に対する 審査	以下 この 表に おいて 「適 合性 確認 機関 」と いう 。） が 作 成 し た 法 第 5 4 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に	以 下 こ の 表 に お い て 同 じ 。）	請 の 場 合	(略)	(略)	計 画 認 定 申 請 に 対 す る 審 査	以 下 こ の 表 に お い て 「適 合性 確認 機関 」と いう 。） が 作 成 し た 法 第 5 4 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に	以 下 こ の 表 に お い て 同 じ 。）	請 の 場 合	(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以内の もの	9,300 円					当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以内の もの	9,300 円
				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル を超 え1,000 平方メ ートル 以内の もの	16,00 0円					(新設)	(新 設)
				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル を超 え1,000 平方メ ートル 以内の もの	26,00 0円					当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル を超 え2,000 平方メ ートル 以内の もの	26,00 0円
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)

新					旧				
適合していることを示す書類が提出された場合	において同じ。)	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この表において	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	適合していることを示す書類が提出された場合	において同じ。)	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この表において	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円				(新設)	(新設)
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)

新					旧				
			て 同 じ 。)				て 同 じ 。)		
	その 他の 建築 物	建築物の延べ面 積が300平方メー トル以内のもの		9,300 円		建築物の延べ面 積が300平方メー トル以内のもの		9,300 円	
		建築物の延べ面 積が300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内のもの		16,00 0円		(新設)		(新 設)	
		建築物の延べ面 積が1,000平方メ ートルを超え2,0 00平方メートル 以内のもの		26,00 0円		建築物の延べ面 積が300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 内のもの		26,00 0円	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
(2)	(略)			(略)	(2)	(略)		(略)	
その 他の 場合	共同 住宅 等	(略)		(略)	共同 住宅 等	(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
	一 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(略)		(略)	一 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
		(略)		(略)		(略)			
共 用 廊	当 該 部 分 の 床 面 積 の	109,0 00円	共 用 廊	当 該 部 分 の 床 面 積 の	109,0 00円				

新				旧													
			下 等 の 部 分	合計が3 00平方 メートル 以内 のもの				下 等 の 部 分	合計が3 00平方 メートル 以内 のもの								
				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル を超 え1,000 平方メ ートル 以内の もの	138,0 00円				(新設)	(新 設)							
				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル を超 え1,000 平方メ ートル 以内の もの	180,0 00円												
				当該部 分の床 面積の 合計が 1,000平 方メー トルを 超え2,0 00平方 メートル 以内 のもの													
				(略)	(略)				(略)	(略)							
				(略)	(略)				(略)	(略)							
				(略)	(略)				(略)	(略)							
				(略)	(略)				(略)	(略)							
				非 住 宅 の 部 分			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	242,0 00円			非 住 宅 の 部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	242,0 00円		
									当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	300,0 00円				(新設)	(新 設)		
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の																	

新				旧			
			面積の 合計が3 00平方 メートルを 超え1,000 平方メ ートル 以内の もの				
			当該部 分の床 面積の 合計が 1,000平 方メー トルを 超え2,0 00平方 メートル 以内の もの	384,0 00円		当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トルを 超え2,000 平方メ ートル 以内の もの	384,0 00円
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)
その 他の 建築 物	建築物の延べ面 積が300平方メー トル以内のもの	242,0 00円			その 他の 建築 物	建築物の延べ面 積が300平方メー トル以内のもの	242,0 00円
	建築物の延べ面 積が300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内のもの	300,0 00円				(新設)	(新 設)
	建築物の延べ面 積が1,000平方メ ートルを超え2,0 00平方メートル 以内のもの	384,0 00円				建築物の延べ面 積が300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 内のもの	384,0 00円
	(略)	(略)				(略)	(略)
	(略)	(略)				(略)	(略)
	(略)	(略)				(略)	(略)
	(略)	(略)				(略)	(略)

新					旧												
2	法	低炭素建築物新築等計画変更 第55条第1項に掲げる額（申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、低炭素建築物について別表第1の7の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築物新築等計画に同表72の項の4に掲げる額の変動手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）	（1）	（略）	（略）	変 更 認 定 申 請 の と き	2	法	低炭素建築物新築等計画変更 第55条第1項に掲げる額（申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、低炭素建築物について別表第1の7の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築物新築等計画に同表72の項の4に掲げる額の変動手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）	（1）	（略）	（略）	変 更 認 定 申 請 の と き				
				共同	（略）						（略）	共同		（略）	（略）		
				申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条	住宅等						（略）	（略）		申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条	住宅等	（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
				一の建築物の申請の場合	（略）						（略）	（略）		一の建築物の申請の場合	（略）	（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
											（略）	（略）				（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）														
（略）	（略）	（略）	（略）														
共用廊下等	（略）	当該部分の床面積の合計が300平方	6,500円	共用廊下等	（略）	当該部分の床面積の合計が300平方	6,500円										

新					旧				
第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	の部分	メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	の部分	メートル以内のもの	(新設)	(新設)
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			18,000円		
		(略)	(略)	(略)			(略)		
		(略)	(略)	(略)			(略)		
		(略)	(略)	(略)			(略)		
		(略)	(略)	(略)			(略)		
		非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円			非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円	(新設)			(新設)		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	0円						
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの							
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの							
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの							
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの							





新				旧				
その他 の場合	住宅等	(略)	(略)	住宅等	(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
	一の建築物の申請の場合	(略)	(略)	(略)	一の建築物の申請の場合	(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)			(略)	(略)
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円		(新設)	(新設)	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	96,000円		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	96,000円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	96,000円				

新					旧						
				トルを 超え2,0 00平方 メートル 以内の もの					ルを超 え2,000 平方メ ートル 以内の もの		
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
			非 住宅 の部 分	当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以内の もの	123,0 00円				非 住宅 の部 分	当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以内の もの	123,0 00円
				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル を超 え1,000 平方メ ートル 以内の もの	154,0 00円				(新設)	(新 設)	
				当該部 分の床 面積の 合計が 1,000平 方メー トルを 超え2,0 00平方 メートル 以内の もの	198,0 00円				当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トルを 超 え2,000 平方メ ートル 以内の もの	198,0 00円	
				(略)	(略)				(略)	(略)	

新						旧					
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
		その	建築物の延べ面	123,0			その	建築物の延べ面	123,0		
		他の	積が300平方メー	00円			他の	積が300平方メー	00円		
		建築	トル以内のもの				建築	トル以内のもの			
		物	建築物の延べ面	154,0			物	(新設)	(新		
			積が300平方メー	00円					設)		
			トルを超え1,000								
			平方メートル以								
			内のもの								
			建築物の延べ面	198,0				建築物の延べ面	198,0		
			積が1,000平方メ	00円				積が300平方メー	00円		
			ートルを超え2,0					トルを超え2,000			
			00平方メートル					平方メートル以			
			内のもの					内のもの			
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		

備考 (略)

備考 (略)

別表第3 (第2条関係)

別表第3 (第2条関係)

項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収時期
1	建	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
	消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号)	(1) 非住宅部分 (建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。) の用途が工場等 (工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉	当該部 16,700円
		分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	当該部 27,100円

項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収時期
1	建	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
	消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号)	(1) 非住宅部分 (建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。) の用途が工場等 (工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉	(新設) (新設)
		分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	当該部 27,100円

新				旧							
号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適性判定	庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみのもの	分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	0円	号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適性判定	庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみのもの	分の床面積の合計が3,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	0円				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
		(2)モデル建築物法第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。	当該部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの			110,700円	(2)モデル建築物法第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以	(新設)	(新設)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



新				旧				
2	建 築物 省エ ネ法 第12 条第 2項 及び 第13 条第 3項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能確 保計 画の 変更 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能適 合性 判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 非住宅部分の用途が工場等 のみのもの	当該部	11,80	変 更 計 画 の 提 出 又 は 通 知 の と き		
				分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	0円			
				当該部	19,10			
				分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	0円			
				(略)	(略)			
				(略)	(略)			
				(略)	(略)			
				(略)	(略)			
				(2) モデル建物法による場合	当該部			77,60
				分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	0円			
				(1) 以外の非				
2	建 築物 省エ ネ法 第12 条第 2項 及び 第13 条第 3項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能確 保計 画の 変更 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能適 合性 判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 非住宅部分の用途が工場等 のみのもの	(新設)	(新	変 更 計 画 の 提 出 又 は 通 知 の と き		
設)	設)							
当該部	19,10							
分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	0円							
(略)	(略)							
(略)	(略)							
(略)	(略)							
(略)	(略)							
(2) モデル建物法による場合	当該部							
分の床面積の合計が300平方メートル未								
(1) 以外の非								

新				旧																	
住宅部分		満のもの	の	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円												
										(略)	(略)										
										(略)	(略)										
										(略)	(略)										
										(略)	(略)										
										標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	標準入力法等による場合	(新設)	(新設)						
										住宅部分		満のもの	の	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円		
																				(略)	(略)
																				(略)	(略)
																				(略)	(略)



新					旧				
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
3	建	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の省エネ法第35条第1項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額			3	建	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の省エネ法第30条第1項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額		
認定の申請に対する審査	(1)	(略)	(略)	認定申請のとき	認定の申請に対する審査	(1)	(略)	(略)	認定申請のとき
	一	(略)	(略)			一	(略)	(略)	
	戸建	(略)	(略)			戸建	(略)	(略)	
	申請	(略)	(略)			申請	(略)	(略)	
	に	(略)	(略)			に	(略)	(略)	
	併	(略)	(略)			併	(略)	(略)	
	せ	(略)	(略)			せ	(略)	(略)	
	て	(略)	(略)			て	(略)	(略)	
	外	(略)	(略)			外	(略)	(略)	
	建	非住宅	当該部	9,700		建	非住宅	当該部	9,700
	築	部分	分の床	円		築	部分	分の床	円
	物		面積の			物		面積の	
	省		合計が3			物		合計が3	
	エ		00平方			省		00平方	
	ネ		メートル			エ		メートル	
	法		未満の			ネ		未満の	
	第		もの			法		もの	
	3		当該部	16,70		第		(新設)	(新
	5		分の床	0円		3			設)
	条		面積の			0			
	第		合計が3			条			
						第			



新				旧							
(2) (戸建て以外の場合) (1) 住宅以外の建築物の申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)			(略)			(略)	(略)	
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)					(略)	(略)	
		非住宅物の申請の場合	モデル建築法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下	87,100円	110,700円	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下	87,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下			110,700円	145,700円	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下	145,700円	(新設)
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下	145,700円	(略)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内空間の年間熱負荷(以下	(略)	(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			



新					旧										
				法 等面積の ( 実合計が3 際 の00平方 設 計メート 仕 様ル未満 の 条のもの 件 を当該部 基 に分の床 算 定面積の し た合計が3 一 次00平方 エ ネメート ル ギル以上 一 消1,000平 費 量方メー 及 びトル未 屋 内満のも 周 囲の 空 間当該部 の 年分の床 間 熱面積の 負 荷合計が を 用1,000平 い て方メー 評 価トル以 す る上2,000 方 法平方メ を いートル う。以未満の 下 4もの の 項(略) (略) に お(略) (略) い て(略) (略) 同 (略) (略) じ。) に よ る 場 合	284,4 00円						法 等面積の ( 実合計が3 際 の00平方 設 計メート 仕 様ル未満 の 条のもの 件 を当該部 基 に分の床 算 定面積の し た合計が3 一 次00平方 エ ネメート ル ギル以上 一 消1,000平 費 量方メー 及 びトル未 屋 内満のも 周 囲の 空 間当該部 の 年分の床 間 熱面積の 負 荷合計が を 用1,000平 い て方メー 評 価トル以 す る上2,000 方 法平方メ を いートル う。以未満の 下 4もの の 項(略) (略) に お(略) (略) い て(略) (略) 同 (略) (略) じ。) に よ る 場 合	(新設) (新設)	(新設) (新設)	367,1 00円	367,1 00円
4	建	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次省エネ法の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第36条第			4	建	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次省エネ法の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第31条第						

新				旧			
条第2項において準用する建築物省 1項 エネ法第35条第2項の規定に基 づく申出があつた場合において 定には、一の建築物について別表第 基1の72の項の1から3までに掲 げらる額（申請に係る計画に特定 建築物建築基準適合審査をする部分 がエネ含まれる場合においては当該部 ルギ分ごとに同表72の項の4に掲げ 一消る額の手数料を加えた額、建築 費性基準法第87条の4に規定する昇 能向降機に係る部分が含まれる場合 上計においては当該昇降機1基につ 画のいて同表72の項の6に掲げる額 変更の手数料を加えた額）に相当す の認る額を加えた額） 定の（1（略）（略） 申請）一（略）（略）（略） に対する戸（略）（略） 審査申建て（略）（略） に住宅一（略）（略）（略） 併宅の（略）（略）（略） せ以外（略）（略）（略） て外（略）（略）（略） 建の建築物の非住宅 築物部分 当該部 物省 6,900 エネ法第35条第1項各号に掲 げらる建築物の申請の場合 分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部11,800円 分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	条第2項において準用する建築物省 1項 エネ法第30条第2項の規定に基 づく申出があつた場合において 定には、一の建築物について別表第 基1の72の項の1から3までに掲 げらる額（申請に係る計画に特定 建築物建築基準適合審査をする部分 がエネ含まれる場合においては当該部 ルギ分ごとに同表72の項の4に掲げ 一消る額の手数料を加えた額、建築 費性基準法第87条の4に規定する昇 能向降機に係る部分が含まれる場合 上計においては当該昇降機1基につ 画のいて同表72の項の6に掲げる額 変更の手数料を加えた額）に相当す の認る額を加えた額） 定の（1（略）（略） 申請）一（略）（略）（略） に対する戸（略）（略） 審査申建て（略）（略） に住宅一（略）（略）（略） 併宅の（略）（略）（略） せ以外（略）（略）（略） て外（略）（略）（略） 建の建築物の非住宅 築物部分 当該部 物省 6,900 エネ法第30条第1項各号に掲 げらる建築物の申請の場合 分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部（新設） 分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	変更 認定 申請 の とき	変更 認定 申請 の とき				
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）

新					旧					
げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合			満の もの	19,10 0円	げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合			当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以上 2,000平 方メー トル未 満のも の	19,10 0円	
			(略)							(略)
			(略)							(略)
			(略)							(略)
			(略)							(略)
(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(戸 1建 て	一	(略)	(略)	(略)	(戸 1建 て	一	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)				(略)	(略)	

新					旧										
以外宅の場 合の建築 物の申 請の場 合	一の建 築物 の申 請の 場 合	(略)	(略)	(略)	当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 未満の もの	61,10	非モ ル建 築物 に よ る 場 合	(略)	(略)	当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 未満の もの	61,10	(略)	(略)		
			(略)	(略)		(略)			(略)						
			(略)	(略)		(略)			(略)						
			(略)	(略)		(略)			(略)						
					当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以上 1,000平 方メー トル未 満の もの	77,60					(新設)	(新 設)			
					当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	102,1					当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トル以 上 2,000 平方メ ートル 未 満の もの	102,1			
					(略)	(略)					(略)	(略)			
					(略)	(略)					(略)	(略)			
					(略)	(略)					(略)	(略)			
					(略)	(略)					(略)	(略)			
					標準 入力 法等	当該部 分の床 面積の	159,1				標準 入力 法等	当該部 分の床 面積の	159,1		





新					旧						
く建築物エネルギー消費性基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	に住宅併設以外の建築物エネルギー消費性基準に適合していることを示	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	と	く建築物エネルギー消費性基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	に住宅併設以外の建築物エネルギー消費性基準に適合していることを示	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	と
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円					(新設)	(新設)	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
			(略)	(略)					(略)	(略)	
			(略)	(略)					(略)	(略)	
			(略)	(略)					(略)	(略)	
			(略)	(略)					(略)	(略)	

新						旧					
	す書類として区長が定めるものが提出された場合										
	(2)	(略)	(略)	(略)		(2)	(略)	(略)	(略)		
	)	(略)	(略)	(略)		)	(略)	(略)	(略)		
	(1)	(略)	(略)	(略)		(1)	(略)	(略)	(略)		
	)	(略)	(略)	(略)		)	(略)	(略)	(略)		
	以外	(略)	(略)	(略)		以外	(略)	(略)	(略)		
	の場合	(略)	(略)	(略)		の場合	(略)	(略)	(略)		
	以外	(略)	(略)	(略)		以外	(略)	(略)	(略)		
	の建築物	(略)	(略)	(略)		の建築物	(略)	(略)	(略)		
	非住宅部分	モデル建物による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円		非住宅部分	モデル建物による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円		
										(新設)	(新)

新				旧			
			分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				設)
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			(略)				(略)
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方				(新設)
			メートル以上1,000平				(新設)

新					旧					
				方メー トル未 満のも の						
				当該部 分の床 面積の 合計が 1,000平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満の もの	367,1 00円			当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トル以 上 2,000平 方メー トル未 満の もの	367,1 00円	
				(略)	(略)			(略)	(略)	
				(略)	(略)			(略)	(略)	
				(略)	(略)			(略)	(略)	
				(略)	(略)			(略)	(略)	
6	建 築物 エネルギー 消費 性能 の向 上に 関す る法 律施 行規 則 (平 成28 年国 土交 通省 令第 5号) 第11	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分 に依じて、次に掲げる額	(1) 非住宅部分 の用途が工場等 のみのもの	当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トル以 上 1,000平 方メー トル未 満の もの	11,80 0円	交 付 申 請 の と き		(新設)	(新 設)	交 付 申 請 の と き
				当該部 分の床 面積の 合計が 1,000平 方メー トル未 満の もの	19,10 0円			当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トル	19,10 0円	

新				旧						
条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更でないこと証明		トル以上2,000平方メートル未満のもの		トル以上2,000平方メートル未満のもの	ル以上2,000平方メートル未満のもの					
			(略)			(略)		(略)	(略)	
			(略)			(略)		(略)	(略)	
			(略)			(略)		(略)	(略)	
			(略)			(略)		(略)	(略)	
	(2)モデル建物法による場合	(1)以外の非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	(新設)	(新設)			
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			102,100円		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方	199,200円	当該部分の床面積の合計が300平方	(新設)	(新設)	

新				旧			
			メー トル 以上 1,000平 方メー トル未 満のも の				
			当該部 分の床 面積の 合計が 1,000平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満の もの	257,1 00円		当該部 分の床 面積の 合計が3 00平方 メー トル以 上 2,000平 方メー トル未 満の もの	257,1 00円
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)

備考

(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ1の項の(2)、2の項の(2)及び6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(2) 省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物の

備考

(新設)

(新設)

新	旧
<p><u>エネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ3の項の(2)の非住宅部分及び4の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u></p>	
<p><u>(3) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、5の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(4) (略)</u></p>	<p><u>(1) (略)</u></p>
<p><u>(5) (略)</u></p>	<p><u>(2) (略)</u></p>
<p><u>(6) (略)</u></p>	<p><u>(3) (略)</u></p>
<p><u>(7) (略)</u></p>	<p><u>(4) (略)</u></p>
<p><u>(8) (略)</u></p>	<p><u>(5) (略)</u></p>
<p><u>(9) (略)</u></p>	<p><u>(6) (略)</u></p>
<p><u>(10) (略)</u></p>	<p><u>(7) (略)</u></p>
<p><u>(11) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等(建築物省エネ法第34条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。)を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。)における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。</u></p>	<p><u>(8) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等(建築物省エネ法第29条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。)を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物(建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。)における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。</u></p>
<p><u>(12) 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上</u></p>	<p><u>(9) 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上</u></p>



新	旧
<p>に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。<u>ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。</u></p> <p>(13) <u>建築物省エネ法第34条第3項</u>に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この表において「性能向上計画認定」という。)を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、1の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(14) <u>建築物省エネ法第34条第3項</u>に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p>	<p>に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(10) <u>建築物省エネ法第29条第3項</u>に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この表において「性能向上計画認定」という。)を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、1の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(11) <u>建築物省エネ法第29条第3項</u>に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>

【第2条による改正】

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 別表第1（第2条関係）				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1から63の3まで（略）				1から63の3まで（略）			
63の4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 4,400円 医薬品製造販売業許可更新申請手数料	更新申請のとき	63の4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 4,400円 医薬品製造販売業許可更新申請手数料	更新申請のとき
63の5（略）				63の5（略）			
63の6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 7,600円 医薬品製造業許可更新申請手数料	更新申請のとき	63の6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 7,600円 医薬品製造業許可更新申請手数料	更新申請のとき

新				旧			
63の7 (略)				63の7 (略)			
63	医薬品、 の医療機器等 の品質、有効性及び安 全性の確保 等に関する 法律第14条 第15項の規 定に基づく 薬局製造販 売医薬品の 製造販売品 目の一部変 更の承認の 申請に対す る審査	薬局製造販売医薬品 製造販売品目一部変更 承認申請手数料 1品目につき 140円	承認 申請 の と き	63	医薬品、 の医療機器等 の品質、有効性及び安 全性の確保 等に関する 法律第14条 第13項の規 定に基づく 薬局製造販 売医薬品の 製造販売品 目の一部変 更の承認の 申請に対す る審査	薬局製造販売医薬品 製造販売品目一部変更 承認申請手数料 1品目につき 140円	承認 申請 の と き
64から64の3まで (略)				64から64の3まで (略)			
64	医薬品、 の医療機器等 の品質、有効性及び安 全性の確保 等に関する 法律第39条 第6項の規 定に基づく 高度管理医 療機器等の 販売業及び 貸与業の許 可の更新の 申請に対す る審査	高度管理医療 12,400円 機器等販売業及び貸与業許可更 新申請手数料	更新 申請 の と き	64	医薬品、 の医療機器等 の品質、有効性及び安 全性の確保 等に関する 法律第39条 第4項の規 定に基づく 高度管理医 療機器等の 販売業及び 貸与業の許 可の更新の 申請に対す る審査	高度管理医療 12,400円 機器等販売業及び貸与業許可更 新申請手数料	更新 申請 の と き
以下 (略)				以下 (略)			
備考 規格は、日本産業規格とする。				備考 規格は、日本産業規格とする。			

【改正付則】

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第1条中別表第1の改正規定（同表44の項及び45の項に係る部分に限る。）、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定 令和3年4月1日</u></p> <p><u>(2) 第1条中別表第1の改正規定（同表12の項から43の項まで及び同表120の項から121の項までに係る部分に限る。）並びに次項及び付則第3項の規定 令和3年6月1日</u></p> <p><u>(3) 第2条の規定 令和3年8月1日</u></p> <p><u>2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧食品衛生法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可を受けて次の表の1の欄に掲げる営業を行う者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の2の欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第55条第1項の規定に基づく許可の申請に対する付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大田区手数料条例別表第1の12の項から43の項までの規定の適用については、次の表の3の欄に掲げる手数料の額を同表の4の欄に掲げる手数料の額に読み替えるものとする。</u></p>	

1 旧食品衛生法における許可業種	2 新食品衛生法における許可業種	3 本則中の手数料の額	4 読み替える手数料の額
飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	18,300 円	8,900 円
	そうざい製造業	25,200 円	8,900 円
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7,200 円	5,100 円
移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	5,600 円	2,700 円
喫茶店営業	飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	18,300 円	5,700 円
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を	7,200 円	5,100 円

	販売する 営業		
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店 （移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）営業	18,300 円	8,400 円
	菓子製造業	16,800 円	8,400 円
	食品の小分け業	21,600 円	8,400 円
移動菓子製造業又は臨時菓子製造業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	5,600 円	2,700 円
あん類製造業	菓子製造業	16,800 円	8,400 円
	食品の小分け業	21,600 円	8,400 円
アイスクリーム類製造業	飲食店 （移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	18,300 円	8,400 円
	アイスクリーム類製造業	16,800 円	8,400 円
乳処理業	乳処理業	25,200 円	12,600 円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	25,200 円	12,600 円
乳製品製造業	乳製品製造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小分け業	21,600 円	12,600 円
集乳業	集乳業	11,500 円	5,700 円
食肉処理	食肉処理	25,200	12,600

業	業	円	円
食肉販売業	食肉販売業	11,500 円	5,700 円
食肉製品製造業	食肉製品製造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小分け業	21,600 円	12,600 円
魚介類販売業	飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	18,300 円	5,700 円
	魚介類販売業	11,500 円	5,700 円
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	25,200 円	12,600 円
魚肉ねり製品製造業	水産製品製造業	19,200 円	9,600 円
	食品の小分け業	21,600 円	9,600 円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小分け業	21,600 円	12,600 円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	25,200 円	12,600 円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	25,200 円	12,600 円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	25,200 円	8,400 円
	乳製品製造業	25,200 円	8,400 円
	清涼飲料水製造業	25,200 円	8,400 円
氷雪製造業	氷雪製造業	25,200 円	12,600 円
食用油脂製造業	食用油脂製造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小	21,600	12,600

	分け業	円	円
マーガリン又はシ ョートニ ング製造 業	食用油脂 製造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小 分け業	21,600 円	12,600 円
みそ製造 業	みそ又は しょうゆ 製造業	19,200 円	9,600 円
	食品の小 分け業	21,600 円	9,600 円
しょう油 製造業	みそ又は しょうゆ 製造業	19,200 円	9,600 円
	食品の小 分け業	21,600 円	9,600 円
ソース類 製造業	密封包装 食品製造 業	21,600 円	9,600 円
酒類製造 業	酒類製造 業	19,200 円	9,600 円
豆腐製造 業	豆腐製造 業	16,800 円	8,400 円
	食品の小 分け業	21,600 円	8,400 円
納豆製造 業	納豆製造 業	16,800 円	8,400 円
	食品の小 分け業	21,600 円	8,400 円
めん類製 造業	麺類製造 業	16,800 円	8,400 円
	食品の小 分け業	21,600 円	8,400 円
そうざい 製造業	そうざい 製造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小 分け業	21,600 円	12,600 円
缶詰又は 瓶詰食品 製造業	密封包装 食品製造 業	21,600 円	12,600 円
添加物製 造業	添加物製 造業	25,200 円	12,600 円

3 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止す



る条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号。以下「旧条例」という。）第7条の規定に基づく許可を受けて次の表の1の欄に掲げる営業を行う者が、令和6年5月31日までに当該許可に係る営業を継続するために同表の2の欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の規定に基づく許可の申請に対する付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大田区手数料条例別表第1の12の項から43の項までの規定の適用については、次の表の3の欄に掲げる手数料の額を同表の4の欄に掲げる手数料の額に読み替えるものとする。

1 旧条例における許可業種	2 新食品衛生法における許可業種	3 本則中の手数料の額	4 読み替える手数料の額
つけ物製造業	漬物製造業	13,200円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	25,200円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	21,600円	7,800円
魚介類加工業	水産製品製造業	19,200円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
液卵製造業	液卵製造業	13,200円	7,800円